

国際法協会第78回（2018年）シドニー（オーストラリア）大会報告

国際法協会の第78回世界大会は、2018年8月19日から24日までシドニー（豪）の InterContinental Sydneyにおいて開催された。大会のテーマは、Developing International Law in Challenging Timesであった。委員会が開いた公開会合は以下の通り。8月20日に Baselines under the International Law of the Sea; Space Law; Complementarity in International Criminal Law; Feminism and International Law; Intellectual Property and Private International Law、8月21日に Global Health Law; Rule of Law and International Investment Law; Recognition/Non-recognition in International Law; International Protection of Consumers; Sustainable Development and the Green Economy in International Trade Law; Use of Force; Role of International Law in Sustainable Natural Resource Management for Development; Procedure of International Courts and Tribunals; Human Rights in Times of Emergency; International Securities Regulation; Implementation of the Rights of Indigenous Peoples、8月22日に、Nuclear weapons, non proliferation and contemporary international law; International Law and Sea Level Rise; International Monetary Law; Protection of Privacy in Private International and Procedural Law; Islamic Law and International Law; Participation in Global Cultural Heritage Governance; Use of Domestic Law Principles for the Development of International Law。研究部会（Study Group）については、20日に Business and Human Rights、21日に Teaching of International Law、22日に Content and Evolution of the Rules of Interpretation; International Tax Law; International Commercial Arbitration である。

その他、豪支部が企画したパネルが多数並行して行われた。以下の報告は、委員会・研究部会に所属して実際に出席した日本支部会員によるものである。委員会・研究部会の報告書は ILA のホームページ <http://www.ila-hq.org/> に掲載されており、大会の様子は大会記録に掲載されるので、併せてご参照頂きたい。

（寺谷広司）

① 「基線」委員会

2018年8月20日の午後1時より、基線委員会の全体会合が開催された。全体会合議長（Mr. Antonios Tzanakopoulos）の下で、委員会議長（Captain Ash Roach）、報告者（Professor Donald Rothwell）、もう一名の全体会合における報告者（兼原敦子）が、①委員会の最終レポートに至った背景、②最終レポートの概要、③最終レポートにおける国家

実践の意義についての、説明を行った。8月23日の Closing Session において、基線委員会の提出した決議が採択され、委員会は終了することが提案された。

最終レポートは、国連海洋法条約（UNCLOS）の、直線基線および群島基線等に関する関連条文について、沿岸国の実践を中心に、どのような解釈がなされているかを検討している。1951年の漁業事件をはじめと

して、関連する裁判・仲裁実践とともに、学説の検討も行われている。沿岸国の実践に対する関係国からの抗議も取り上げられている。

委員会全体会合では、委員会提案の決議についての手続に反対を示す委員の意見があり、これについて、当該委員と、とくに議長との間のやりとりに、多くの時間が費やされた。最終レポートの内容については、国連海洋法条約7条2項についての委員会の見解が質され、また、直線基線の長さについては、特定の数字が最長の直線基線として、國家実践等により定まってはいないことなどが議論された。

大陸国が、群島基線を引くことについての見解の対立が、委員の間でも残ったが、最終報告書と決議は、上記のように、採択された。

（兼原敦子）

② 「宇宙法」委員会

宇宙法委員会は、8月20日、午後1時から3時まで2部構成で開催された。第1部は通常議題と特別議題を扱い、第2部は通常議題の1つである準軌道活動（suborbital activities）を規律する規則案が特別報告者 Stephan Hobe 教授（独）から紹介され、特に「準軌道活動」の定義について議論された。

通常議題において、① PCA の「宇宙空間での活動に関する紛争の選択仲裁規則」の利用を促進する方法の進歩状況、その目的にも資する② 衛星画像の証拠性を確立するための基準策定・運用の進展が報告された。また、③ 近い将来の実現が期待される宇宙観光を含めた準軌道活動の法制度の検討（2014年に議題化）が行われた。空域との往来を本質的な特色とする準軌道活動については、ICAO が独自に「準軌道飛行」を定義し主として航

空法に基づく法制度構築に乗り出していることや、英國の宇宙産業法（2018年）が「準軌道活動」を「宇宙活動」と異なるものとして定義しつつ、準軌道活動の許可・監督も宇宙法の枠組の中で行うという国家実行を示したこともあり、国際宇宙法からの新たな法規範設定や ICAO との共同の法制度設計の可能性が模索されている。④ 1994年以来の通常議題である宇宙デブリ問題については、特に、積極的デブリ除去の実証・運用基準を国際宇宙法と調和させる必要が論じられた。特別議題としては、① 悪意あるサイバー活動から宇宙活動を保護することを喫緊の課題と認識し、宇宙法とサイバー法の交錯を念頭に論点の抽出が行われた。また、② 2016年会期に引き続き、宇宙資源の開発・利用をめぐり、米国法（2015年）やルクセンブルク法（2017年）のように国内法の許可・監督制度に基づき宇宙資源の採掘・所有を認めることが国際宇宙法に合致するか否か、また、国際合意に基づく開発・取得のみが、適法な活動の前提となるのかが議論された。

（青木節子）

③ 「国際刑事法における補完性」

委員会

本委員会は2013年に設置され、Mia Swart 教授（南ア）を議長とし、Sarah Nouwen 博士（蘭）が報告者として作業を行っている。シドニー大会では、William van Genugten 教授（蘭）を座長として議事が進められ、Swart 教授よりこれまでの検討経緯について説明があった後、Nouwen 博士より提出された報告書の説明が行われた。

まず、前回ヨハネスブルク大会において決定された本委員会のマントーが、以下の3

点であることが確認された。(a) 國際刑事裁判所 (ICC) の管轄権に入る犯罪は、国内レベルでの捜査・訴追を通じて、どの程度まで対処されているのか。もしされていないとすれば、その理由は何か。(b) いわゆる「積極的補完性」(positive complementarity) の政策は、いかに障害を克服できるか。(c) 國際犯罪に対処する国内的努力は、ICC の補完性に基づく受理許容性に対するチャレンジを、どの程度まで成功に導くか。そのうえで、今回提出された第1報告書は(a)のみを扱い、(b)(c)については次回以降の大会で議論すると述べられた。つづいて具体的に、ICC の管轄権内にある犯罪であるにもかかわらず、国内手続で裁くことができない "accountability gaps" が生まれる21の原因が指摘され、それらについて簡単に説明がなされた。

フロアからは、原因のいくつかはローマ規程の国内編入、時効、恩赦、免除など法的問題である一方、訴追機関の独立性の欠如、汚職、司法機関の能力欠如など政治的・社会的な原因も含まれており、それらを並列的に論じることは適当でなく、一定のカテゴリーに区分することが必要ではないかといった意見が出された。報告者は、こうした意見を踏まえて、2020年京都大会までに新たな報告書を作成することになった。

(古谷修一)

④ 「知財と國際私法」委員会

筆者が委員長を務める標記の委員会のオープンセッションは、2018年8月20日（15時半～17時）に開催された。本委員会は2010年に設置され、2020年京都大会で決議採択を目指して活動してきており、2012年のソフィア大会以来4回目のオープンセッションであった。

前日の8月19日には研究担当の Marcél Brus 教授に、co-rapporteur の Axel Metzger 教授（独、Humboldt University）と面談し、これまでの活動報告、今後の予定を説明し、サポートを得た。

オープンセッションは、岩澤雄司・國際司法裁判所判事の司会の下、河野、Metzger、

Peter Yu（米、Texas A & M University）、Gyooho Lee（韓国、Chung-Ang University）の4名が報告した。河野は本委員会設置の背景、これまでの活動実績（とりわけハーグ國際私法會議及びWIPOとの協働）を説明し、また2020年の京都大会で現在作成中のガイドラインを含む決議採択を目指していること、そのコメントリーの作成にとりかかったこと、論文集の編纂も計画していることなどを報告した。Metzger 教授はヨハネスブルグ大会以降に加わったガイドライン条項の解説を中心に報告した。Yu 教授及びLee 教授は、ガイドラインのアジア及び米国におけるインパクトの可能性について報告した。フロアからは直ちに質問が出され、有意義な議論がなされた。ガイドラインには特段の意見は出されなかつたため、これを前提にコメントリー作成等の作業を進めてゆくことを出席メンバーと確認した。報告者以外にも委員会メンバーが参加したが、オーストラリア支部の委員会メンバーが参加費の高さを理由に不参加であったことは残念なことであったものの、夜の夕食会で情報をシェアすることができた。

(河野俊行)

⑤ 「健康に関するグローバルな法」委員会

本委員会は、公衆の健康の保護・促進に関する國際法の漸進的な発展を受けて、その重

要論点について勧告を策定するとともに、「健康に関するグローバルな法 (Global Health Law)」を國際法の一分野として確立することを目指し、2014年に設立された。Frederick Abbott 教授（米）と Brigit Toebes 教授（蘭）が共同議長を務め、日本支部からは、高村ゆかり教授と阿部が、委員として参加している。シドニー大会に向けては、事前に委員間でメールによる意見交換が行われ、報告書のドラフトが作成されており、今次の報告書には、Global Health Law の法的性格、健康と人権との関係、たばこ規制に関する近年の動向、健康と環境保護との関係、及び、透明性確保の問題が盛り込まれた。

公開会合では、共同議長が報告書の内容を簡潔に紹介した後、Toebes 教授から Global Health Law の諸原則、Pedro A. Villarreal 博士（独）より同法と國際環境法との関係、及び、Abbott 教授から同法の原則としての透明性について、追加の説明があった。公開会合には、高村教授と阿部が委員として出席したほか、非委員の参加もあり、活発な議論が行われた。例えば、本委員会の将来の検討事項として、科学的研究のための健康に関するデータの収集と使用についてのルール作り（国際的なデータ流通の問題を含む）や、公衆の健康に対する環境要因の影響と予防原則との関係などが指摘された。

なお、豪州のたばこブレイン・パッケージ規制に関するWTOパネル報告が、2018年6月に発出されたことを受けて、本委員会の共同議長らが主催した並行セッションも、公開会合後に行われた。同セッションには、本委員会の Tania Voon 教授（豪）のほか、豪州の政府関係者やWIPO職員もパネリストとして参加し、WTOパネル報告を分析したが、豪

州のたばこ規制のWTO協定整合性を認めたパネル報告には、概ね肯定的評価がなされた。

(阿部克則)

⑥ 「承認・不承認」委員会

8月21日午前に公会会合が持たれた。本来前回のヨハネスブルグ大会で作業完了しているべきであったところ、間に合わず先送りになってしまったのであり、今回の大会では、既にほぼ完成していた最終報告書と決議案とを採択するのみで、実質的議論はなかった。

本大会で採択された決議は、最終報告書を「留意 (note)」するという内容であり、特に以下の諸点に触れている。1. モンテビデオ基準は今日でも國家性に関する基本的枠組みをなしている、2. 創設的・実体的という二分法は承認の役割を分析するに際してあまり有益ではない、3. 客観的に国家とみられる存在が現れる場合も、承認の義務はない、4. 違法に形成されたと考えられる存在の不承認という実行は、安保理決議によりそれが義務づけられる場合以外にも広く見られる、5. 政府承認はもはや広範な実行ではない、6. 一国内で複数の勢力が自らを政府と主張する際に政府としての正統性を判断する基準は明確になっていない、7. 国内裁判所は、国家性の判断につき政府の判断に従う傾向がある、8. 国家や政府の承認・不承認は、免除等、国内裁判において様々な影響を及ぼす、9. リビア・シリア・クリミアにおける最近の実行は、交戦団体承認・領域変更承認・違法状態の不承認に関してさらなる研究を必要としている。

この最終報告書・決議を受けて、本委員会は任務を完了したとして解散された。

なお、本委員会の議長 Wladyslaw Czapliński

を編者とし、委員有志が執筆する共同研究が出版された (Władysław Czapliński and Agata Kleczkowska (eds.), *Unrecognized Subjects in International Law*, Scholar Publishing House Ltd., Warsaw 2019, ISBN978-83-7383-964-9)。

(濱本正太郎)

⑦ 「国際貿易法における持続可能な開発とグリーン経済」委員会

本委員会は、Footer (英) が委員長を、Hsu (シンガポール) と Lewis (ニュージーランド) が共同報告者を務め、2020年の京都大会において最終報告書を採択することを予定している。

本委員会の公開会合は、河野俊行教授の司会の下、8月21日の午前に開催された。会合ではまず、Footer 委員長から、委員会のマンデートとして ① 貿易関連の相互支持 (mutual supportiveness)、② 気候変動とエネルギー、③ 農業貿易、④ 貿易と開発を対象とすること、これまでケンブリッジとジュニアープで会合を開催したこと、京都大会までにさらに2会合を開催する予定であることが説明された。

次に Footer 委員長、Hsu 委員、Lewis 委員よりシドニーワークショップに提出された中間報告書について説明が行われた。中間報告書は4部から構成され、第1部では、国際貿易規則と国際環境規則との関係と環境関連の物品及びサービスに関する交渉が、第2部では、GATT 第20条の補助金協定への適用可能性と環境関連技術移転のTRIPS協定上の問題が、第3部では、漁業補助金に関する交渉が、第4部では、水使用・衛生・健康と貿易との関係とパブリック・プライベート・パートナーシップの役割が扱われている。

採択された決議 (Resolution 4/2018) は、

討議では、補助金協定やFTAの問題を中心と質問があり、今後これらの点についてさらに作業を進める旨が回答された。また、最終報告書において実現可能な提言を行うための方針について意見交換が行われた。

翌8月22日に開催された非公開会合では、2020年の最終報告書完成に向けて2019年5月にソウル、2020年1月頃にロンドンで準備会合を開催することが確認された。また、最終報告書に含めるべき勧告の内容や形式のほか、2020年以降の貿易分野の委員会活動について意見交換が行われた。

(平 覚、福永有夏)

⑧ 「武力行使」委員会

本委員会は、2010年より第二期の委員会を発足させ (第一期は2005年～2010年) 議論を行ってきたが、今回のシドニーワークショップをもって第二期の報告書と決議を採択してその任務を完了した。今回の大会では、委員長のウッド氏を中心に委員会において最終報告書案の最終的な微調整と共に、決議案の文言調整等が行われた。

最終報告書 (Final Report on Aggression and the Use of Force) は、A.文脈 (A.1 序論、A.2 jus ad bellum の用語と概念の明確化) に統一して、B.合法的な武力の行使として、B.1 安保理による授權、B.2 自衛 (① 必要性と均衡性、② 先制的自衛、③ 非国家主体に対する自衛、④ 在外自国民の救出)、B.3 同意の3つを取り上げ、さらに、C.特別な問題として、C.1 人道的干渉と C.2 サイバー軍事行動を扱い、最後に、2010年の国際刑事裁判所 (ICC) 規程のカンバラ改正を受けて、D.侵略を論じている。

採択された決議 (Resolution 4/2018) は、

委員会の最終報告書に留意した上で、報告書中に含まれている結論として、① 集団的な平和と安全という国連憲章の目標は武力行使に関する国際法の厳密な遵守に依存すること、② 必要なのは新たな規則ではなく、安保理理事会を含む諸国の政治的意思であること、③ ローマ規程第8条の2 (侵略犯罪) はICC が管轄を有する犯罪にのみ関係し、国連憲章第39条や第2条4項には影響しないこと、④ 全体として武力行使に関する現在の国際法は引き続き国際の平和と安全の堅固な礎石であることに言及して、それらに支持を表明するとともに、配布のために決議と最終報告書を国連事務総長に送付するよう ILA 事務総長に要請した。決議は本期委員会の解散を理事会に勧告した。

なお、武力行使委員会には、第三期として、ケルン大学のクラウス・クレス教授を中心に、「要請による軍事援助 (military assistance on request)」をテーマとして取り上げる構想があり、今後理事会において承認される方向にある (その後11月の理事会で承認された)。

(浅田正彦)

⑨ 「国際裁判所の手続」委員会

本委員会は2016年に設立され、共同議長を Hélène Ruiz Fabri・Philippe Sands・濱本正太郎の3名が、共同報告者を Arman Sarvarian および Filippo Fontanelli の2名が務めている。委員会の検討対象は、国際司法裁判所 (ICJ)・国際海洋法裁判所 (ITLOS)・世界貿易機関 (WTO) 紛争処理手続・国家間仲裁であり、このそれぞれにつき、条約 (たとえば国際司法裁判所規程) の改正は非現実的であるとの認識の下、裁判所規則の改正等、条約の改正を要しない範囲での制度改革を提案す

ることを目的としている。

2020年の京都大会で最終報告書を提出することを目標としており、今回のシドニーワークショップには、ICJ および ITLOS に関する中間報告書が提出された。これは、共同報告者の Sarvarian が原案を準備し、3度の委員会会合を経て議論を重ねて作成されたものである。

シドニーワークショップでは、8月21日午後に公会会合が、その後非公開の準備会合が、それぞれ開催され、日本からは河野真理子および濱本が参加した。公会会合の司会は Catherine Kessedjian が務め、共同議長 (Sands は欠席) および共同報告者がこれまでの作業の説明を行った。

報告書は、ICJ および ITLOS につき、効率性向上および公正性確保の観点から多くの提案を行っている。たとえば、当事者 (の一方) が欠席する際に当該当事者が裁判所規則等に従わない形で見解を提出する場合にもそれを考慮することを裁判所規則等に明記すること、反訴の要件を緩和すること、口頭弁論の形態をより柔軟にすること、手続における秘匿情報・証拠・証人および鑑定人の扱いにつき裁判所規則等に規定すること、等である。なお、報告書では ICJ 裁判官が投資仲裁の仲裁裁になることに強い疑義を示しているが、その後 (2018年10月)、今後 ICJ 裁判官は投資・商事仲裁の仲裁裁にはならないと ICJ 所長が述べている。

公式会合は、参加者も少なく、事前に提出されていた中間報告書を踏まえた上での質問もあまりなかった。昨今の動きを背景に WTO に関する質問が多く見られたが、WTO についてはこれから検討が進められる旨の説明がなされた。

(濱本正太郎)

⑩ 「非常事態における人権」委員会

「非常事態における人権 (Human Rights in Times of Emergency)」に関する本委員会は、2017年に設置が決定されたもので、Christina Cerna 教授 (米) および Stefan Kadelbach 教授 (独) を共同委員長として活動を開始し、今回のシドニー大会で委員が額を合わせる初会合となった。

まず、8月21日に公開会合では、共同委員長及び報告者の Niels Petersen (仏) から、これまでの経緯の説明とともに、2022年の最終報告書公表に向け、今後委員会が取り扱うべきトピックと研究調査方法の見通しが一通り挙げられ、質疑応答と討議が続いた。経緯に関しては、1980年代に活動した Committee on the Enforcement of Human Rights Law による非常事態に関する先行研究 (1990年最終報告書) に留意し、その評価・修正を念頭に置きながら、国連や地域人権機関の広範な実行のサーベイとともに、今日に至る30年近くの間にどのような変化が起きているかを焦点

のひとつとすることが述べられた。トピックと研究調査方法については、各國における非常事態法制や非常事態宣言の事例収集と分類 (本委員会では今後、(1) テロ攻撃、(2) ターティー、(3) 戦争、(4) 環境・自然災害の4分類の元に整理を行っていくことが再確認された)、de facto/de jure の区別、特に de facto に対する認定方法と基準、非常事態の永続化の問題、人権条約等の既存の制度の検討 (デロゲーション、jus cogens、WTO の輸入制限等)、さらには近年の人権条約の域外適用との関係に至るまで、活発な意見交換が行われた。

以上の公開会合を受けて翌8月22日、少人数の委員による内部会合が開催された。共同

委員長からこの先取り扱うべき論点が暫定的に定式化され、それに基づく討議が行われた後、今後の作業進行につき、委員会の拡充や情報交換体制、報告者の人数と人選、委員会の成果の打ち出し方などについて意見交換が行われ、今後、委員間で非常事態法制や非常事態宣言の事例を継続的に集約していくとともに、次回会合を2019年7月下旬に開催することが決定された。

(齋藤民徳)

⑪ 「国際証券規制」委員会

国際証券規制委員会では、第13暫定報告書の内容が紹介され、若干の討議が行われた。

まず、スティーブンズ氏 (米) が、IT技術による金融手段の革新を示す Fin Tech の国際的な動向を、ブロックチェーン、イニシャルコインオファーリング (ICO)、ロボアドバイザーに分けて報告し、また、IT技術による金融規制手段の革新を示す Reg Tech の動向を紹介した。

ブロックチェーンは、有価証券やデリバティブの取引・決済への応用が期待されているが、それが実用化するかどうかは未知数である。ICOは、企業が仮想通貨の一種であるデジタルトークンを発行して行う資金調達である。このようなデジタルトークンが有価証券に当たるかどうかはトークンの性質により異なり、各規制当局の態度も分かれている。報告書では、2016年に日本が導入した規制についても紹介されている。ロボアドバイザーは、個人投資家向けに質問を発し、その答えをアルゴリズムを用いて分析し、安価に投資助言や投資運用サービスを提供するプラットフォームである。報告者は、ロボアドバイザーの現状を示すとともに、証券業の透明性

国際法外交雑誌第117巻第4号

を増すという利点を強調した。Reg Tech については、規制当局の協力の現状と問題点が指摘された。

つぎに、ガーデラ氏 (伊) が、EUにおける金融監督機構に対する規制の動向を報告した。ヨーロッパ委員会の提案は、ヨーロッパの金融監督機構をより中央集権化することを求めるが、この動きはイギリスのEU離脱宣言を受けて岐路に立たれている。すなわち、EU域内では統合された証券規制・監督が実現するとしても、グローバルな証券規制は一貫しないものとなるおそれがある。

今回のテーマも専門性が高く、委員の間では活発な議論が行われたが、委員以外の聴衆からの質疑は少なかった。

(黒沼悦郎)

⑫ 「核兵器、不拡散および現代国際法」委員会

本委員会は、委員長のブラック・ブランチ教授と報告者のフレック博士の出席を得て、報告書案について議論した。「平和的目的のための原子力の利用の法的諸側面」と題する報告書案は、序論の後、I. 原子力の平和利用の権利、II. 原子力の平和利用の条件 (A. 核セキュリティと原子力安全、B. 放射性廃棄物の管理、C. 損害予防と賠償)、III. 遵守確保の措置 (A. 報復、B. 対抗措置、C. 紛争解決) の3部構成をとり、最後に、展望のほか、附属書において暫定結論・勧告が記されている。委員会での議論においては、放射性廃棄物との関係で、使用済み燃料の扱いの困難さやテロとの関係における危険性が指摘され、また、核損害の予防との関係では、 Chernobyl

ブリヤ・福島第一を取り上げてその難しさが論及され、さらに原子力安全との関係では、安全条約の非締約国が関連する場合には国際私法の問題も生ずる可能性があり、国家責任の原則のみでは解決できないかもしれないとの指摘がなされた。原子力安全と核セキュリティを比較して、前者についてはかなりの情報が共有されているのに対して、後者ではなお不十分であるとの指摘とともに、後者に関する議論は開催して2021年に予定されている核物質防護条約の検討会議に注目する旨の発言もあった。最後にフレック博士より、報告書はまだ完成しておらず、2020年の京都会議では、北朝鮮問題、イラン問題、制裁などを取り上げることを考えている旨のアナウンスがあった。なお、シドニー大会では、本委員会に関連して、「核軍縮への道」と題するパラレル・セッションも開かれた。

(浅田正彦)

⑬ 「世界文化遺産ガバナンスにおける参加」委員会

本委員会は、28年間活動してきた「文化遺産法」委員会を引き継いで、2018年から活動を開始した新しい委員会である。委員長は Jakubowski (ポーランド)、報告者は Lixinski (ブラジル) である。日本からは河野俊行教授が委員として、佐藤が代理委員として参加している。

本委員会は8月22日の15時30分から17時まで公開会合を開いた。「文化遺産法」委員会の委員長を務めた Nafziger (米) が前委員会の活動の回顧および新委員会への期待を述べた後、Jakubowski が新委員会の設立の趣旨と任務ならびに活動の計画を説明した。活動計画については、2022年の第80回リスボン大会

で報告・勧告を提出することを目標とすること、ならびに、2020年の第79回京都大会の会合に加えて2019年および2021年にも会合をもつ予定であるという説明があった。2019年会合までに、文化遺産に関する国際制度のみならず人権や開発のための国際制度における共同体の定義、代表の同定の方法、参加に関する方針などに関して、研究担当者による報告の作成を行うものとしたいという提案があった。それに続いて、フロアを交えて活発な討議を行い、委員長の方針が大枠で支持された。

なお、本委員会は、21日の13時30分から15時30分まで非公開会合を行った。また、本委員会の文脈で、22日の9時から12時30分まで「国際法ガバナンスにおける共同体の再構成」というテーマのラウンドテーブルがシドニー工科大学法学部において開催された。

(佐藤義明)

⑭ 「企業と人権」研究部会

2012年5月に設置されたStudy Group on Business and Human Rightsは、比較的少人数（8名）で始まったものの、本大会までにはメンバーが17人に増加した。ただし、ワシントン大会（2014年）以降の活動は電話会議が主で、やや散漫な嫌いがあったが、昨年（2017年）秋のILAイギリス支部大会時に行われた対面型会合を機に、シドニー大会に向けて体制の立て直しが図られた。その結果、本大会の前には、完成版ではないものの、研究部会報告案が大会用のネットで公開され、初日の公開検討会と、3日目の本研究課題をテーマとした公開パネルの2回にわたって討論が行われた。いわゆるラグー原則といわれる「国連人権ビジネス指導原則の国際法上の諸問題を扱う」目的で設置された研究部

会では、当初、原則の第3の柱である救済（remedy）の側面に焦点を当てるにとどめられていたが、その後拡大され、まさしく「諸問題」を扱うこととなった。(1) 多国籍企業およびその他の企業と人権に関する政府間拡大作業部会の作業から派生する各種問題、(2) 私人間の契約、および私人（私企業）と国または国営企業との間の契約における人権問題の取り扱い、(3) 既存の国際仲裁のような手続きによる人権紛争の処理、(4) 企業活動から発生する人権侵害についての国の国際法上の責任、(5) 公契約法と、企業関連の人権侵害保障に対する国の積極的な責任との関係、(6) 多岐に渡る国連指導原則の要請事項に対応する、国際法、トランクナショナル法、国内法による対処可能性、といった問題について研究が継続中という現状が報告された。パネルセッションでは、部会代表の Michael Addo（ロンドン・ノートルダム大学教授）による、短いながらも良くまとまつた今までの活動の紹介のあと、Sara Seck（国際環境法）、筆者（国際労働法）、Catherine Kessedjian（国際私法）、Antony Crocket（国際投資法）によるそれぞれの分担部分の紹介がなされた。

(吾郷眞一)

⑮ 「解釈規則の内容と展開」研究部会

表記部会の公開会合が、大会4日目8月22日（水）午前9時から10時半まで開催された。座長は、カナダ・マギル大学法学部のAndrea Bjorklund教授が務め、部会共同議長のGeir Ulfstein（ノルウェー）、部会共同報告者のPanos Merkouris（ギリシャ）、部会メンバーのAndreas Kulik（独）が今回提出された中間報告書の内容を簡単に紹介した後、参加者との質疑応答が行われた（参加者は15人

程度、部会メンバーは柴田明穂（日本）のみ）。解釈規則の内容と展開に関する研究部会は2015年に設置され、先回ヨハネスブルグ大会で研究の方針や範囲を確定した後、これまで3回の会合を開いて中間報告書が作成された。

中間報告書は、主な裁判所等（① ICJ/PCIJ、② 仲裁、③ ITLOS、④ WTO、⑤ 人権委員会などの人権条約機関、⑥ 米州人権裁判所、⑦ 欧州人権裁判所、⑧ 欧州連合基本権憲章、⑨ 国際刑事関係裁判所、⑩ アフリカの地域裁判所、⑪ イラン-米国請求裁判所、⑫ 國際投資仲裁）ごとに、解釈規則への言及の仕方、解釈規則の内容、解釈の過程、解釈の機能など共通の課題（アンケート）に沿って、その判例や意見を分析したものである。質疑応答では、慣習法の解釈の取り扱い、各裁判所の位置づけの違いが解釈に与える影響、裁判の当事者の主張が裁判所の解釈に与える影響、国内法の位置づけなどにつき意見が出された。

本研究部会の期限である2020年に向けた今後の作業方針について共同議長のUlfsteinから説明があり、勧告の採択などは予定しておらず、研究成果を書籍として発刊し、最終報告書を提出して終了するようである。

(柴田明穂)

⑯ 「国際法における都市の役割」研究部会

近年のグローバリゼーション、都市化（urbanization）、分権化の潮流の中で都市の国際化が進行するに伴い、従来国家に包摂されるサブユニットと見做され国際公法上の問題として扱われてこなかった都市が、国境を越えたガバナンスが問題となる分野において国際法上の役割を増すようになっている。

この現象を国際法の観点から検討するという問題意識の下、2017年5月に「国際法における都市の役割」研究部会が新たに設置された。本研究部会にとり、シドニー大会は最初の会期間会合となった。

8月21日の公開作業会合では「国際法とガバナンスの最前線に立つ都市」と題したパネル報告が行われ、本研究会の共同議長のJanne Nijman（蘭）が研究部会のテーマの経緯を概観した後、同じく共同議長のHelmut Aust（独）が人権、Jolene Lin（シンガポール）が気候変動、高柴優貴子（筆者）が移民という3つの分野における各論を報告した。いずれの分野でも、① 都市による国境を越えた都市間連合の形成を通じたグローバルガバナンスへの参画の試み、② 國際機関と都市間の、國家を介さない直接的な連携、③ 都市の存する領域国家のコミットメントを時に超えるような国際法規範への一層の依拠が見られる一方、これらの現象と法主体性や法源に関する伝統的な国際法の枠組みとの葛藤が指摘された。国際法秩序において今日都市が果たしている役割を現実的に理解・評価していく上で、国際法の主体と客体の伝統的な切り分けが障害となるのかという点は、本研究会の研究目標の一つである。続く質疑応答でも活発な議論が行われた。

後刻開催された非公開会合では、非国家主体でありながら国家に包摂されるという二重性をもつ都市の特異性を念頭に置いていた研究部会のマンデートを確認した上で、2020年京都大会での報告書の提出、2022年大会までのガイドライン策定に向けたロードマップおよび役割分担を議論した。

(高柴優貴子)

⑯ 「国連制裁と国際法」研究部会

「国連制裁と国際法」研究部会は、Larissa J van den Herik 教授（蘭）を委員長として、また、Kristen Boon 教授（米）および Mirko Sossai 教授（伊）を共同報告者として、2014年10月に発足した。国連安保理による集団的な非軍事的強制措置が、国連制裁という形で実施される機会が増え、いわゆる「狙い撃ち制裁」に代表される制裁制度の「個別化」と、その帰結として同制度の「定式化」の問題が相互に絡み合うようになってきている。さらに、国連による制裁が、国際刑事裁判所や地域的機関等他の組織との協調の必要性も生み出している。本研究部会は、このような国連制裁の個別化、定式化、および他の組織との関わりの3点を研究課題として掲げ、これまで研究を進めてきた。

本大会においては、部内会合は開催されなかった。ただし、5日目の9時から10時30分にかけて、研究部会が企画する形で、「制裁の比例性再考」と題する会合が開催された。その冒頭で、コーディネーターの Larissa J van den Herik 教授からは、本会合のテーマは研究部会の本来の目的からはやや外れるものの、部会にとって有益と思われる本会合を企画したとの趣旨説明がなされた。

まず、Jeremy Farrall 教授（豪）が「国連制裁の影響評価再考」と題する報告を行った。制裁の実施によって市民社会や第3国が受けける影響を最少限度に留める必要があり、その影響評価を再考する必要性が指摘された。第2に、Natalino Ronzitti 教授（伊）が、「制裁と国際違法行為救済のための合法行為としての対抗措置」と題して、国連による制裁措置と、各國が個別に実施するいわゆる対抗措置との相違について詳細に解説した。最後に、

Mirko Sossai 教授が、「イランに対する制裁の再開と比例性問題」と題して、ごく最近、米トランプ政権が従来の核合意を離脱して対イラン制裁を再開したことを取り上げ、その問題点を指摘した。その後、フロアでは活発な議論がなされた。

（黒神直純）

理事会および大会全体

全体理事会は、理事長 Lord Mance（英）の司会で、8月20日午後と8月23日午後の2回行われた。第1回全体理事会において、新会長に豪支部の Christopher Ward を選出した。このほか、Steering Committee 会合、本大会のプログラム、予算に関する説明や Director of Studies による報告があり、第79回大会（2020年京都大会）、第80回大会（2022年ポルトガル）、及び第150周年記念式典（2023年パリ）について説明がなされた。第2回全体理事会において、5つの委員会（Baselines under the International Law of the Sea; Feminism and International Law; Recognition/Non-Recognition; Use of Force; Islamic Law）が任務を終了し、今回終了予定であったSea Level Rise 委員会はもう一任期の延長が認められた。2つの研究部会（Business and Human Rights Law and Domestic Law Principles）も任務を終了した。また、9本の決議が総会に付議されることが承認された。

本大会には多数の参加者がおり、また、大会の主要活動である委員会による公開審議のほかに、公募による多数の並行パネルが開かれたことが特徴の1つだった。日本からも約30名の参加があった。関連して、外務省国際法局（三上正裕局長、濱本幸也課長）及び在

シドニー総領事（竹若敬三総領事）には種々のご協力を頂いた。記して感謝申し上げたい。

次回大会は京都の国際会館で行われる（2020年8月23日（日）—27日（木））。閉会式では柳井俊二日本支部長より京都大会につい

てビデオ上映を交えた説明があり、理事長は多くの参加者から京都大会への期待が示された。

（寺谷広司）